

行橋市建設工事監督技術基準

(目的)

第1条 この基準は、行橋市建設工事監督要綱第9条に基づき、行橋市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の監督業務の技術的基準を定め、適切な監督業務の実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 監督 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。

(2) 監督の方法 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握）を総称していう。

ア 指示 監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

イ 承諾 契約図書で明示した事項で、請負者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。

ウ 協議 書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。

エ 通知 監督職員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

オ 受理 契約図書に基づき、請負者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。

カ 確認 契約図書に示された事項について、監督職員が臨場若しくは請負者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書との適合を確かめ、請負者に対して認めることをいう。

キ 立会い 契約図書に示された項目について、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。

ク 把握 監督職員が臨場若しくは請負者が提出又は提示した資料により、施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、請負者に対して認めるものではない。

(監督業務の実施)

第3条 監督職員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ、契約担当部署等と連携を図り監督業務を実施するものとする。

なお、以下の表の関連図書及び条項の欄で「契」は工事請負契約書を示し、「共仕」は福岡県土木工事共通仕様書を示す。

附 則

1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。

項目	業務内容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保		
(1) 契約図書の内容の把握	<p>契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及び下記の項目について把握する。</p> <p>①配置技術者の専任性及び技術者の適正な配置 ②施工体制台帳及び施工体系図の整備 ③その他契約の履行上必要な事項</p>	<p>契 第10条 共仕総則 1-1-2</p> <p>共仕総則 1-1-11</p>
(2) 施工計画書の受理	<p>請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p>	<p>共仕総則 1-1-5</p>
(3) 施工体制の把握	<p>「行橋市建設工事施工体制点検要領」により現場における施工体制の把握を行う。</p>	
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等	<p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p>	<p>契 第9条 共仕総則 1-1-7</p>
(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知	<p>①契約書第18条第1項第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は請負者からそれらの事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。</p> <p>ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当者等の承認を受ける。なお、必要に応じて、設計担当者等の立会いを求める。</p> <p>②前項の調査結果を請負者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	<p>契 第18条 共仕総則 1-1-3</p> <p>契 第18条</p>
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	<p>一般的な変更設計図面及び数量について、請負者からの確認資料等をもとに作成する。</p>	<p>契 第18条 共仕総則 1-1-15</p>
(7) 関連工事との調整	<p>関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を請負者に対し指示を行う。</p>	<p>契 第2条</p>

(8) 工程把握及び工事促進指示	請負者からの履行報告又は実施工程表に基づき、工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契 第11条 共仕総則 1-1-26
(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、協議の対象であるか否かの確認（事前協議）及びその結果の通知を行う。	契 第23条 共仕総則 1-1-16
(10) 契約担当者等への報告		
1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	①工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者等へ報告する。	契 第20条 共仕総則 1-1-14
	②請負者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当者等へ報告する。	契 第17～21条
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。	契 第27条
3) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者等へ報告する。	契 第28条
4) 不可抗力による損害の調査及び報告	①天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者等へ報告する。	契 第29条 共仕総則 1-1-41
	②損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。	契 第29条

5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当者等へ報告する。	契 第33条 共仕総則 1-1-24
6) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来高報告書等の審査及び出来形部分の出来高内訳表等の作成を行い、契約担当者等へ報告する。	契 第37条 共仕総則 1-1-23
7) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者等への措置請求を行う。	契 第12条 共仕総則 1-1-27
8) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>①契約書第47条第1項、第48条第1項、第48条の2及び第49条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者等に対して措置請求を行う。</p> <p>②請負者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者等へ報告する。</p> <p>③契約が解除された場合は、出来形部分の調査及び出来高内訳表等の作成を行い、契約担当者等へ報告する。</p>	契 第47条 契 第48条 契 第48条の2 契 第49条 契 第50条 契 第51条
2. 施工状況の確認等 (1) 事前調査等	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>①工事基準点の指示</p> <p>②既設構造物の把握</p> <p>③支給（貸与）品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査の立会い</p> <p>⑤請負者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p>	共仕総則 1-1-39 共仕総則 1-1-39 契 第15条 共仕総則 1-1-17 共仕総則 1-1-40 契 第16条 共仕総則 1-1-8

<p>(2) 指定材料の確認</p>	<p>設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用するものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。</p> <p>なお、福岡県土木工事共通仕様書等において、別表1に基づき確認を行う。</p>	<p>契 第13～14条 共仕材料 第2節</p>
<p>(3) 工事施工の立会い</p>	<p>設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p>	<p>契 第14条</p>
<p>(4) 工事施工状況の確認 (段階確認)</p>	<p>設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。</p>	<p>共仕総則 1-1-20</p>
<p>(5) 工事施工状況の把握</p>	<p>主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により施工状況の把握を行い、段階確認書等に記録する。</p>	
<p>(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握</p>	<p>建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、請負者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	<p>共仕総則 1-1-19</p>
<p>(7) 改造請求及び破壊による確認</p>	<p>①工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>②契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>契 第9条</p> <p>契 第17条</p>

(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し	①設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当者等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。	契 第15条
	②前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者等と打合せのうえ引渡し等の措置をとる。	契 第15条
3. 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	
4. その他		
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。	共仕総則 1-1-18
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対し臨機の措置を求める。	契 第26条
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、部課長に報告する。	共仕総則 1-1-31
(4) 工事成績の評定	監督職員は、工事完成のとき「行橋市建設工事成績評定要領」に基づき工事成績の評定を行う。	
(5) 検査の立会い	原則として、監督職員は工事検査（竣功検査、出来高・部分検査、中間検査）の立会いを行う。	共仕総則 1-1-22
(6) 検査日の通知	検査に先立って、検査員等の指定する検査日を、請負者に対して通知する。	共仕総則 1-1-22

別表 1 (土木工事)

指定材料の品質確認一覧

区 分	確認材料名	摘 要
石材・骨材等	土(補足土)・石材	
	骨材(新材・再生材)	
鋼材	構造用圧延鋼材、棒鋼	
	プレレストコンクリート用鋼材(ポストテンション)	
	アンカー用鋼材	
	鋼製杭及び鋼矢板	仮設材は除く
セメント及び混和材	セメント	JIS 製品以外
	混和材料	JIS 製品以外
セメントコンクリート製品	セメントコンクリート製品一般	JIS 製品以外
	コンクリート杭、コンクリート矢板	JIS 製品以外
塗料	塗料一般	
その他	レディミクストコンクリート	JIS 製品以外
	アスファルト混合物	
	薬液注入材	
	種子・肥料	
	薬剤	
	現場発生品	
	その他の工場製作品等	

請負者がその外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し確認を受けなければならない。

別表1 (営繕・建築工事)

指定材料の品質確認一覧

区分	確認事項	摘要
材料一般	環境に対する配慮	環境負荷の低い材料の選定(グリーン購入法)
		揮発性有機化合物放出量の低い材料
	搬入報告	搬入材料毎 監督員が承諾すればこの限りでない
	検査	材料種類毎 JIS・JAS規格品、監督員が承諾すればこの限りでない
	試験(試験により品質や性能を証明する場合)	設計図書に定める方法による 監督員が承諾すればこの限りでない
区分	確認材料名	摘要
既製RC杭	PHC杭、RC杭	JIS製品を確認
コンクリート	レディミクストコンクリート	JIS認定工場による製造を確認
鋼材	鉄筋	JIS製品を確認する(タグプレート、カタログ)
	鉄骨鋼材	JIS製品を確認(ミルシート)
	トルネア型高力ボルト	建基法による指定又は認定品の確認
	JIS型高力ボルト	JIS製品の確認
	溶融亜鉛メッキ高力ボルト	建基法による指定又は認定品の確認
	デッキプレート	建基法による指定又は認定品の確認
	耐火吹付ロックウール	建基法による不燃材料の指定又は認定品の確認
	成型耐火被膜材	建基法による指定又は認定品の確認
補強CB	コンクリートブロック	JIS製品を確認
防水工事	防水用断熱材	JIS製品を確認
	シーリング	有効期限の確認
タイル工事	タイル用接着剤	施工場所によるタイプⅠ、Ⅱの確認
	内壁下塗り用の軽量発泡骨材	建基法による不燃材料の指定又は認定品の確認
木工事	木材含水率	木材の含水率の確認
屋根・樋工事	長尺金属板	*JIS製品の確認(厚さ0.4mm確認) (*特記なき場合)
左官工事	内装仕上げ塗材	ホルムアルデヒド [※] 放出量F4☆の確認
	防火材料の指定のあるもの	建基法による指定又は認定品の確認
建具	所要性能	耐風圧性、気密性、水密性、耐震性等を資料により確認
	鋼製建具類素材	素材についてJIS適合品を確認
	鋼製建具類	表面鋼板の亜鉛メッキ処理量の確認
	防火戸、防火戸シーリング	建基法による指定又は認定品の確認
	木製建具	建具材の含水率、合板や接着剤のF4☆の確認

区 分	確認材料名	摘 要
カーテウォール	メタルCW所要性能	耐風圧製、耐震性、水密性、気密性、耐火性、遮音性、断熱性の確認
	PCカーテウォール	コンクリートの種別、強度、諸性能等の確認
塗料	屋内塗装材	ホルムアルデヒド [※] 放散量F4☆の確認
	防火材料の指定のあるもの	建基法による指定又は認定品の確認
内装各種	仕上げ材一般	ホルムアルデヒド [※] 放散量F4☆の確認
	天井・壁ボード類・合板類	建基法による防火材料の指定又は認定品の確認
	壁紙	建基法による防火材料の指定又は認定品の確認
	接着剤一般	ホルムアルデヒド [※] 放散量 F4☆の確認及び施工部位と種別の確認
ユニット製品	フリーアクセスフロア構成材	建基法による不燃材料の指定又はJISによる確認
	非常進入口マーク	消防法の適合の確認
	ロールスクリーン及びカーテン	消防法で定める防炎性能の表示の確認
舗装	アスファルト混合物	配合設計に基づく試し練りの基準値の確認

別表 1 (営繕・電気設備工事)

指定材料の品質確認一覧

区 分	確認事項	摘 要
材料一般	環境に対する配慮	環境負荷の低い材料の選定(グリーン購入法)
		揮発性有機化合物放散量の低い材料
	設計図書に定める品質や性能を証明する資料の提出	JIS の規格品以外の場合 監督員が承諾すればこの限りでない
	搬入報告	搬入材料毎 監督員が承諾すればこの限りでない
	検査	材料種類毎 監督員が承諾すればこの限りでない
	試験(試験により品質や性能を証明する場合)	試験方法は、JIS、JEC、JEM 等による定めのある場合はそれによる
区 分	確認材料名	摘 要
電力設備・受変電設備・静止形電源設備・自家発電設備・通信情報設備工事	電気設備工事標準仕様書に記載される機材	JIS 規格品以外の場合

別表 1 (営繕・機械設備工事)

指定材料の品質確認一覧

区 分	確認事項	摘 要
材料一般	環境に対する配慮	環境負荷の低い材料の選定(グリーン購入法)
		揮発性有機化合物放散量の低い材料
	設計図書に定める品質や性能を証明する資料の提出	JISの規格品以外の場合 監督員が承諾すればこの限りでない
	搬入報告	搬入材料毎 監督員が承諾すればこの限りでない
	検査	材料種類毎 監督員が承諾すればこの限りでない
	試験(試験により品質や性能を証明する場合)	試験方法は、建基法、JIS、HASS等による定めのある場合はそれによる 製造所の実験値や性能証明があり監督員が承諾すればこの限りでない
区 分	確認材料名	摘 要
機械共通・空調和設備・自動制御設備・給排水衛生設備・ガス設備・さく井設備・し尿浄化槽設備・昇降機設備・機械式駐車設備工事	機械設備工事標準仕様書に記載される機材	JIS規格品以外の場合 厚生省令第14号に適合する認証機関のマーク以外の場合

別表 2 (土木工事)

段階確認一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		施工時	使用材料、幅、長さ、高さ、深さ等	1回/1工事
河川・海岸・砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤工)		ブルーローリング実施時	ブルーローリング実施状況 (締固め不良箇所の有無)	1回/1工事
路床土処理工	Fe石灰工法 セメント安定処理工	施工完了時	施工幅、施工厚さ	1回/1工事
路盤工	上層路盤工 下層路盤工	施工完了時	施工幅、施工厚さ	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、 施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、基準高、幅、延長、 置換厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚 さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
バーカルトレーン工	サンドトレーン 袋詰式サンドトレーン ペーパートレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌	施工時	使用材料、深度	一般:1回/200本 重点:1回/100本
	セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般:1回/20本 重点:1回/10本

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	長さ、使用材料、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般:1回/150枚
		打込完了時	基準高、変位	重点:1回/100枚
	鋼管矢板	打込時	長さ、使用材料、溶接部の適否	試験矢板＋ 一般:1回/75本
		打込完了時	基準高、変位	重点:1回/50本
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭	打込時	長さ、使用材料、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭＋ 一般:1回/10本
		打込完了時 (打込杭)	基準高、偏心量	重点:1回/5本
	掘削完了時 (中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質		
	施工完了時 (中掘杭)	基準高、偏心量		
	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本	
場所打杭工	リバース杭 ホールディング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
	施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般:1回/10本 重点:1回/5本	
	杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本	
深礎杭工	深礎杭	土(岩)質の変化時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般:1回/3本 重点:全数
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	一般:1回/3本 重点:全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般:1回/3本 重点:全数

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据付完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物
		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	1回/1構造物
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		打込完了時	基準高、偏心量	重点:1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本
置換工 (重要構造物)		施工完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比	1回/1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比	1回/1工事
〔重要構造物〕 函渠工(樋門・樋管) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立完了時	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
鋼橋		仮組立完了時(仮組立の省略となる場合を除く)	キャンパー、寸法等	一般:— 重要:1回/1構造物

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
ポストテンションT(1)桁製作工 プレキャスト桁製作工 プレキャストブロック組立工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度/総ケーブル数 重点:10%程度/総ケーブル数
PCホースラフ桁製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般:10%程度/総ケーブル数 重点:20%程度/総ケーブル数
PC押し箱桁製作工 床版・横組工		PC鋼線・鉄筋組立完了時(工場製作を除く)	使用材料、設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
耐震補強工	アンカー工	削孔完了時	掘削長さ	1回/全孔
削孔工	アンカー工 ボースリンググラウト	削孔完了時	削孔長さ	1回/全孔
トンネル掘削工		土(岩)質の変化時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時(支保工変更毎)	吹付コンクリート厚、ロックボルト打込本数及び長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		施工時(構造の変化時)	設計図書との対比	一般:1回/構造の変化毎 重点:3打設毎又は1回/構造の変化毎の頻度の多い方 *重点監督:地山等級がD,Eのもの
トンネルインバート工		鉄筋組立完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
管布設工		管接合完了時	管布設高、掘削断面の寸法、埋戻、材料、土止工の寸法	1回/1工事以上
管接合工	管接合状況	管接合完了時	ダクタイル鋳鉄管:出来形管理基準及び規格値(水道・工業用水道)の測定項目 鋼管:X線検査又は超音波探傷検査	1回/1工事以上
開削工(下水道)		埋戻前	中心線、管天端高、基礎砂厚	1回/1スパン(マンホール間)
推進工(下水道)		推進完了時 (裏込完了時)	中心線、施工延長、管底高、管材の損傷、漏水の有無	1回/1スパン(マンホール間)
	空伏工	鉄筋組立完了時	配筋、材料	1回/1構造物
		埋戻前	不可視部分の出来形	1回/1構造物
地盤改良工 (薬液注入工)		施工前 注入完了時	削孔位置、本数 注入量、材料使用量	1回/1現場

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
立杭工(下水道)	土工	掘削完了時	位置、形状寸法、掘削深(基準高)	1回/1立杭
	鋼矢板式土留工	打込時	使用材料、長さ	1回/1立杭
		打込完了時	寸法、基準高	1回/1立杭
	ライナープレート式掘削土留工	設置完了時	寸法、基準高	1回/1立杭
	揺動圧入式立杭	施工時	使用材料、長さ	1回/1立杭
		施工完了時	寸法、基準高	1回/1立杭
	支保工 路面覆工		「指定仮設工」に同じ	
地盤改良工 (薬液注入工)		「推進工」と同じ		
人孔築造工 (下水道)		鉄筋組立完了時	配筋、材料	1回/1構造物
		製造完了時	不可視部分の出来形	1回/1構造物
処理場・ポンプ場土	土工	掘削完了時	基準高	1回/1工事
木構造物 (集落排水)	指定仮設工		「指定仮設工」に同じ	
	既製杭工		「既製杭工」に同じ	
	現場打杭工		「現場打杭工」に同じ	
	躯体工		「躯体工」に同じ	
捨石工	堤防護岸 突堤・人工岬 海域・堤防	施工完了時	基準高、法長、天端幅、天端延長	1回以上/1工事
基礎	捨石及び均し	施工完了時	基準高、天端幅、延長(荒均しは法長も測定)	1回以上/1工事
裏込め	捨石及び均し	施工完了時	基準高、法長、天端幅、延長	1回以上/1工事
ケソ製作工		製作完了時	高さ、幅、長さ、壁厚、底版厚さ、フチング高さ、対角線、パラスト	1回/1構造物
ケソ据付		据付完了時	据付目地間隔、法線に対する出入り、天端高さ、延長	1回/1構造物
コンクリートブロック製作工	L型ブロック、セルラーブロック	製作完了時	幅、高さ、長さ、壁厚、対角線	20t以上:1回/10個 20t未満:1回/30個
据付(本体ブロック)	直立消波ブロック及び方塊	据付完了時	隣接ブロックとの間隔、法線に対する出入り、延長、天端高	20t以上:1回/10個 20t未満:1回/30個
異形ブロック		型枠搬入時	型枠形状寸法	適宜
		製作完了時	ブロック外観	全般

注)

1. 表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお、1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：下記の工事

ア. 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

イ. 施工条件が厳しい工事

ウ. 第三者に対する影響のある工事

エ. その他

2. 段階確認は、上表のほか監督員が必要と認める重要なもの及び特殊な工法については適宜指示することとする。

別表 2 (営繕工事)

段階確認一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
建築工事	土工	掘削時	支持地盤の状況(根切り底の土質及び深さ) 障害物の処理	一般:1回/1工事 重点:1回/300㎡
	地業	杭施工時	使用材料(材種、規格、杭径、長さ) 支持地盤への貫入、掘削深さ 杭心スレ、杭頭処理	試験杭+ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
	鉄筋	配筋、組立完了時	使用材料(規格、強度、直径) 配筋状況(本数、ピッチ、定着長さ) 型枠状況(スパー配置、数量、かぶり厚さ)	一般:1回/1階 重点:1回/300㎡
		圧接完了時	圧接部の外観、強度 不合格となった圧接部の措置	
	コンクリート	施工時	使用材料、強度、スランプ、空気量、塩分量 不良部分(ジャンク等)の処理状況	一般:1回/1階 重点:1回/300㎡
	鉄骨	工場製作完了時	使用材料、強度、寸法、溶接状況	1回/1節
		建方完了時	アンカボルトの寸法・埋込み長さ 建方の寸法誤差 ボルト接合・現場溶接の状況	
仕上	施工時	使用材料(材種、調合)、形状、寸法 施工状況(下地の状況、処理方法)		
電気設備工事	配管配線工事	施工時	使用材料、経路、位置、納まり、支持、間隔、固定	一般:1回/1工事 重点:1回/1階
	架空配線・地中配線工事	施工時	使用材料、建柱・装柱、架線、掘削、埋戻し、接続	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	接地工事	施工時	使用材料、埋設、接地線及び保護管、接続	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
	機器工事	施工時	使用材料、位置、納まり、支持、固定、据付状況	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	受変電設備工事	施工時	使用材料、位置、納まり、支持、固定、据付状況	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	自家発電設備工事	施工時	使用材料、位置、納まり、支持、固定、据付状況	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	中央監視制御設備工事	施工時	使用材料、位置、納まり、支持、固定、据付状況	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	計装設備工事	施工時	使用材料、位置、支持、固定、組立・据付状況	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	昇降機設備工事	施工時	使用材料、固定、据付状況	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
機械設備工事	配管工事	施工時	使用材料、接合状況、埋設深さ、勾配、固定状況	一般:1回/1工事 重点:1回/1階
	ダクト工事	施工時	使用材料、接合状況、固定、収まり状況、貫通部処理	一般:1回/1工事 重点:1回/1階
	保温・塗装工事	施工時	使用材料、施工順序(塗装回数)、隠蔽部仕上げ状態	一般:1回/1工事 重点:1回/1階
	機器工事	施工時	使用材料(使用、性能、形状)、基礎部分、据付状況	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	自動制御工事	施工時	使用機材、据付状況、動作・作動確認	一般:1回/1工事 重点:2回/1工事
	ガス工事	施工時	使用材料、埋設深さ、接合状況、固定、据付状態	一般:1回/1工事 重点:1回/1階

別表3 (土木工事)

施工状況把握一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

種別	細別	施工時期	把握項目	把握の程度
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リバース杭 ホールディング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
[重要構造物] 函渠工(樋門・樋管) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚フチング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ポストテンションT(1)桁製作工 プレキャスト桁製作工 PCホロスラフ桁製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し箱桁製作工		コンクリート打設時(工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
トンネル工		施工時(支保工変更毎)	施工状況	一般：1回/支保工変更毎 重点：1回/支保工変更毎 ただし、最低10支保工毎 *重点監督：地山等級がD,Eのもの
盛土工(河川、道路、海岸)		敷均し・転圧時	使用材料、敷均し・締固め状況	一般：1回/1工事 重点：2～3回/1工事

種別	細別	把握時期	把握項目	把握の程度
舗装工	路盤、表層、基層	舗設時	使用材料、敷均し・締固め状況、天候、気温、舗設温度	一般:1回/1工事 重点:1回/3,000㎡
塗装工		清掃、錆落とし施工時	清掃、錆落とし状況	1回/1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
推進工(下水道)		施工時	推進状況、中心線	1回/1スパン(マンホール間)
		裏込注入時	配合、注入量	1回/1スパン(マンホール間)
人孔築造工(下水道)		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温等	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット
ゲッキ製作工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温等	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット
コンクリートブロック製作工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間 打設順序、天候、気温等	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット
捨石及び均し工		施工完了時	品質規格、数量 投入状況	一般:1回/1工事 重点:1回/1ロット

注)

1. 表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案の上これを最小限として設定することとする。

なお、1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：下記の工事

ア. 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

イ. 施工条件が厳しい工事

ウ. 第三者に対する影響のある工事

エ. その他

2. 施工状況把握は、上表のほか監督員が必要と認める重要なもの及び特殊な工法については適宜指示することとする。

別表 3 (営繕工事)

施工状況把握一覧

種別	細別	把握時期	把握項目	把握の程度
建築工事	仮設工事	施工中・後	仮囲い、足場等	随時
	土工事	施工中・後	土質・山留めの管理	随時
	地業工事 (試験杭)	施工中・後	試験・施工手順	1回/1工事
	地業工事 (本杭)	施工中・後	試験・施工手順	1回/1工事
	鉄筋工事	施工中・後	数量・かぶり・間隔・位置	主要構造体毎
	コンクリート工事	施工中・後	試験・打設状況	主要構造体毎
	鉄骨工事	施工中・後	高力ボルト締め付け記録	締付け後毎
		施工中・後	建方状況の形状、寸法	建方完了毎
	CB、パネル工事	施工中・後	積上げ高さ	施工部位毎
	防水工事	施工中・後	防水層工程・仕上り	施工部位毎
	石工事	施工中・後	取付け状況、仕上り	施工部位毎
	タイル工事	施工中・後	工程・仕上り	施工部位毎
	木工事	施工中・後	加工組立の仕口・継手状況	施工部位毎
	屋根・とい工事	施工中・後	工程・仕上り	施工部位毎
	金属工事	施工中・後	工程・仕上り	施工部位毎
	左官工事	施工中・後	工程・仕上り	施工部位毎
	建具工事	施工中・後	工程・仕上り	施工部位毎
	WC工事	施工中・後	工程・仕上り	施工部位毎
	塗装工事	施工中・後	工程・仕上り	施工部位毎
	内装工事	施工中・後	工程・仕上り	施工部位毎
	エント工事	施工中・後	工程・仕上り	施工部位毎
	排水工事	施工中・後	工程・仕上り	施工部位毎
	舗装工事	施工中・後	工程・仕上り	施工部位毎
植栽工事	施工中・後	工程・仕上り	施工部位毎	
電気設備工事	絶縁抵抗・絶縁耐力	施工完了後	絶縁抵抗・絶縁耐力試験	監督職員の指示による
	接地抵抗	接地極埋設後	接地抵抗	
	非常照明装置	取付け及び配線完了後	照度測定	
	照明器具	了後	点灯試験	全数
	コンセント		極性試験	
	分電盤	据付及び配線完了後	外観構造・シーケンス試験	
	制御盤	後	外観構造・シーケンス・動作特性	

種別	細別	把握時期	把握項目	把握の程度
	発熱線等	敷設過程・埋設完了後	誘導試験・絶縁抵抗試験	監督員の指示による
	受変電設備	機器設置、配線完了後	構造試験・性能試験・耐電圧試験・絶縁監視装置試験	監督員の指示による
	静止形電源設備	機器設置、配線完了後	構造試験・性能試験・機能試験	監督員の指示による
	自家発電設備	機器設置、配線完了後	仕様書の各試験項目による	監督員の指示による
	通信・情報設備	機器設置、配線及び接続完了後	仕様書の各試験項目による	監督員の指示による
	中央監視制御設備	機器設置、配線完了後	絶縁抵抗試験、性能試験	監督員の指示による
機械設備工事	配管工事	施工中、施工後、埋戻し前、塗装又は被覆前	耐圧試験・水圧試験・漏水試験・通水試験・気密試験・性能試験	監督員の指示による
	ガス設備工事	施工中、埋戻し前、塗装前	気密試験・点火試験	監督員の指示による
	し尿浄化槽設備工事	施工中・後	仕様書の各試験項目による	1回/1工事
	昇降機設備工事	施工後	(社)日本エレベータ協会標準による各種試験	1回/1工事
	さく井設備工事	施工中・後	揚水試験・水質試験	1回/1工事

〈参考〉

重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。

なお、対象工事は下記のア～エのとおりとし、契約後すみやかに監督職員が運用工種を定めるものとする。

ア. 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事（対象工種のみ）

- ・技術活用パイロット工事
- ・標準歩掛のない新工法を用いた工事

イ. 施工条件が厳しい工事

- ・鉄道又は現道上及び最大支間長100m以上の橋梁工事
- ・圧気潜函工事
- ・掘削深さ7m以上の土留工及び締切工を有する工事
- ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
- ・砂防ダム・治山ダム（堤高30m以上）
- ・軟弱地盤上での構造物
- ・場所打ちPC橋
- ・共同溝工事
- ・ハイピア（躯体高30m以上）
- ・高圧充電部に接近して行う作業

ウ. 第三者に対する影響のある工事

- ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事（対象工種のみ）

エ. その他

- ・低入札工事（低入札価格調査制度調査対象工事）

但し、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種の規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものを除く。

植栽工事、除草作業、区画線設置工事、伐採作業、堤防天端補修、
コンクリート舗装目地補修、照明灯工事、遮音壁工事、防護柵工事、
標識工事、その他これらに類するもの

- ・部長又は課長が必要と認めた工事